

盛岡市農山村地域公園（盛岡市サクラパーク姫神）の設置について

平成28年5月25日

玉山総合事務所

1 制定の趣旨

農山村地域におけるレクリエーション等の野外活動を通じて、市民の保健及び休養に資するとともに、市民の交流の促進を図るため、農山村地域公園を設置し、その管理に関し必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 名称及び位置

名称	位置
盛岡市サクラパーク姫神	盛岡市日戸字姥懐36番地64

(2) 開設期間 4月1日から11月30日まで

(3) 管理 指定管理者に行わせるものとする。

3 施行期日

規則で定める日。ただし、指定管理者の指定の手續等は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

4 施設の概要

(1) 敷地面積 400,486㎡

(2) 設置機能

- ア お出迎えゾーン 駐車場, トイレ1棟
- イ 休憩ゆったりゾーン 芝生広場, 東屋(40人収容, 炊事場併設)
- ウ 親水ゾーン 親水広場, 散策路
- エ 森林浴・紅葉ゾーン 見晴らし台, 遊歩道
- オ 眺めのゾーン 展望台地, 散策路

